

尾張旭市消防本部からの大切なお知らせ

～住宅用火災警報器の設置は義務化されています～

設置済みの方は **設置から10年**を目安に交換しましょう

3つの
ポイント

1 設置

住宅用火災警報器の設置は
消防法により義務化
されています

住警器設置で
安全な暮らし



2

点検

住宅用火災警報器の
電池切れ・故障は**簡単に**
チェックできます



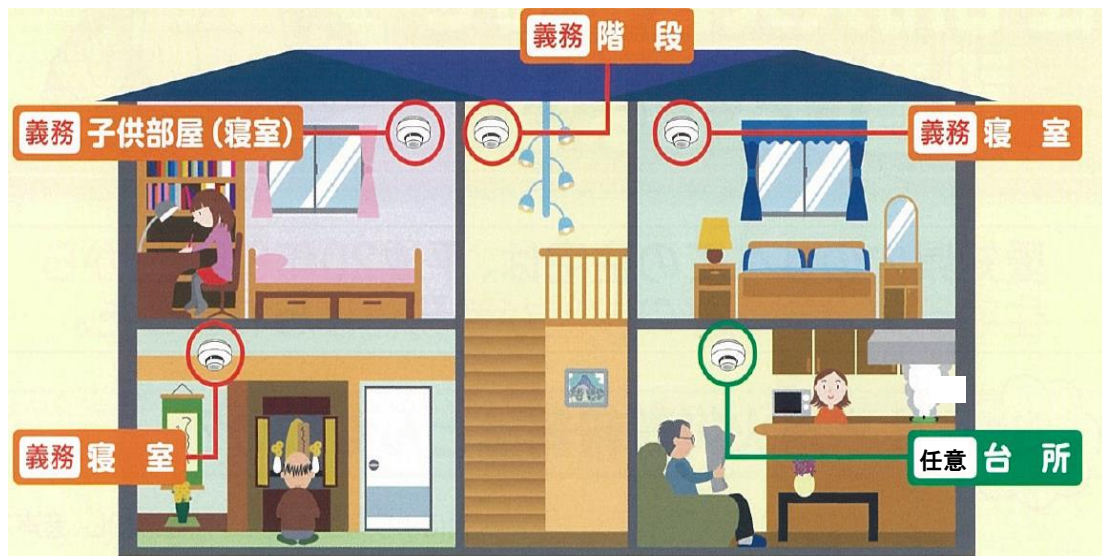
3

交換

住宅用火災警報器は
設置から**10年**が
交換時期です



住宅用火災警報器の設置が必要な場所



※ 寝室と2階に寝室がある場合の階段は、**必ず煙式タイプの設置**が必要です。

取付け場所や取付け方はお気軽にご相談下さい。

住宅用火災警報器の重要性と尾張旭市内の世帯を 対象とした取付け支援事業の詳細は裏面へ

あさひ健康マイスターの対象事業です！
自宅の住宅用火災警報器を点検すれば、
ポイント付与の対象になります！

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
対象事業

Instagramやって
います！！
フォローお願いします！



OWARIASAHIFD

尾張旭市Webサイトでも情報を発信しています▶

尾張旭市消防本部

検索

住宅用火災警報器は、火災から命を守る大切な機器です!

住宅用火災警報器を設置していない(故障・電池切れなどで作動しない)と、火災による**死者数と損害額**が大幅に増加します! ※総務省消防庁調べ(H31~R2)

住宅火災100件当たりの死者数



住宅用火災警報器の効果として、住宅火災による被害の軽減に大きな効果があることが実証されています!

住宅火災1件当たりの損害額



「住宅用火災警報器の重要性は分かったけど、どこにつければ良いか分からない…、天井や高い場所に取り付けたり交換するのは不安がある」などの声をいただきました。そこで、尾張旭市消防本部では住宅用火災警報器の取付け・取替えの支援を実施しています。



消防職員が、無償であなたのお家の住宅用火災警報器の取付け・取替えを支援する事業を実施しています!

※住宅用火災警報器を給付するものではありません。

取付け・取替え支援までの流れ

ステップ1

- 裏面の図を参考に必要な場所に取り付けていない、点検で作動しない、10年を経過している場合は、取付け取替えが必要です。

取付け・取替えが必要な方はステップ2へ

ステップ2

- 必要な住宅用火災警報器は街の電器屋さん、家電量販店、ホームセンター、インターネットなどで購入します。種類は煙式が基本です。

ご自身や家族での取付け・取替えが困難な方はステップ3へ

ステップ3

- 消防本部予防課(下記電話番号)に連絡して申し込みます。調整した日時に消防職員が取付け・取替えに伺います。

※点検方法、取付け方法、取付け場所など、お困りの際は、お気軽にお問い合わせ下さい!

お問い合わせ・お申し込み先
尾張旭市消防本部 予防課
TEL: 0561-51-0352
e-mail: yobo@city.owariasahi.lg.jp
受付時間: 平日8時30分から17時15分
(土・日曜日、祝・休日、年末年始を除く)

私たち、消防職員が
取付け・取替えに行きます!



住宅用火災警報器などの給付について

給付に関する詳細は下記までお問い合わせください。
対象者・お問い合わせ先

65歳以上の一人暮らしのかた
市役所長寿課長寿支援係 ☎ 0561-76-8143

障がい等級2級以上の身体・精神障がい者、A(重度)・B(中度)判定の知的障がい者のみの世帯など

市役所福祉課障がい福祉係 ☎ 0561-76-8142

※いずれも所得に応じて負担があります。